

1 改正の理由

公開請求に係る非公開情報の規定について、個人情報の保護に関する法律の規定と整合を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

第 7 条各号に掲げる非公開情報のうち、個人情報の開示請求における不開示情報と異なる規定について整理し、個人情報の開示請求における不開示情報と合わせた内容とする。

3 他自治体の類似する政策等

個人情報保護制度の見直しに際し、他の自治体においても必要に応じて改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表